

教育制度論
第9テーマ 教育行政制度
文部科学省と教育委員会

日付:

0 教育行政とはなにか (および日本における教育行政の原則)

※行政…①国家の統治作用のうちで、立法、司法を除いたものの総称

②国家の機関や公共団体などが、法律、政令、その他の法規にしたがってする政務

(『国語大辞典』小学館)

※「教育」行政であるから…

・国家の機関や都道府県市町村()などが、()にしたがって行う、
教育に関する政務 ()主義

☆現在の日本における教育行政の担い手

- ・中央(国)レベル…
- ・地方(都道府県市町村)レベル…

☆現在の日本における教育行政の原則(参p.82)

- ・法律主義
→戦前の 主義
- ・ …教育行政にかかわる を が すること
→戦前の中央集権…教育行政にかかわる権限や財源が中央(政府)に集中すること
- ・中立性…教育行政が、不当な支配に服さず、公正かつ適正に行われること
→(例)地方の教育行政が、中央政府の不当な支配を受けること、公正に行われないこと

I 日本の教育行政制度略史

1 江戸時代まで(略)

- ・多様な教育施設が存在したが、全国民を対象とした、全国共通の公教育制度は存在せず

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

- ・全国的な教育制度(全国共通の統一された教育制度)の建設へ
- ・文部省設置(1871)…拡散している教育施設を統合し、国民教育制度を維持運営する役割
- ・「学制」発布(1872)…中央集権的なフランス教育制度を範とする
- ・教育法令の整備…帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令(1886)
- ・「教育勅語」(1890) (参 pp.199-200、プリント⑥資料3)

3 第二次世界大戦以後

・アメリカ教育使節団による教育改革…教育の機会均等、教育の地方分権、教育委員会の設置、国定教科書廃止、男女共学、6・3・3制の導入、国語改革、成人教育の推進など。

・戦後の教育法令の整備…日本国憲法および教育基本法、学校教育法の公布、学習指導要領(試案)の刊行(1947)、教育委員会法の公布(1948)、社会教育法、教育公務員特例法の公布(1949)

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法、地教行法)の公布(1956)

…日本の都道府県市町村における教育行政について規定。教育委員会が公選制から任命承認制へ

II 中央教育行政制度… レベルの教育行政の主体とその働きは何か(参 pp.82-84)

1 内閣、内閣総理大臣、国会(略)

2 文部科学省

※文部科学省の任務 (→文部科学省設置法第3条(参 p.83))

・ の振興、生涯学習の推進、人材の育成、学術・スポーツ・文化・科学技術の振興、宗教に関する行政事務

・教育行政における文部科学省の役割(参 p.84)

①教育制度の基本的な枠組みの制定

②全国的な教育(施設、目標)の基準の設定

③教育条件整備のための支援

④学校教育の適正な実施のための支援措置など

↓

i レベルの や基本枠組みを作ること
ii の教育行政を すること ⇨

☆基準・枠組み作りや、地方に対する「 」を行うのであって、「命令」や「指揮監督」は行わない

III 地方教育行政制度… レベルの教育行政の主体は何か、またその働きは何か(参 pp.84-86)

1 首長、地方自治体(都道府県市町村など)、地方議会

2 教育委員会

☆教育委員会は、どこに置かれるか? →

などに置かれる。

※教育委員会の職務権限…地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法、地教行法)第23条(参 p.239) → (参 p.86)

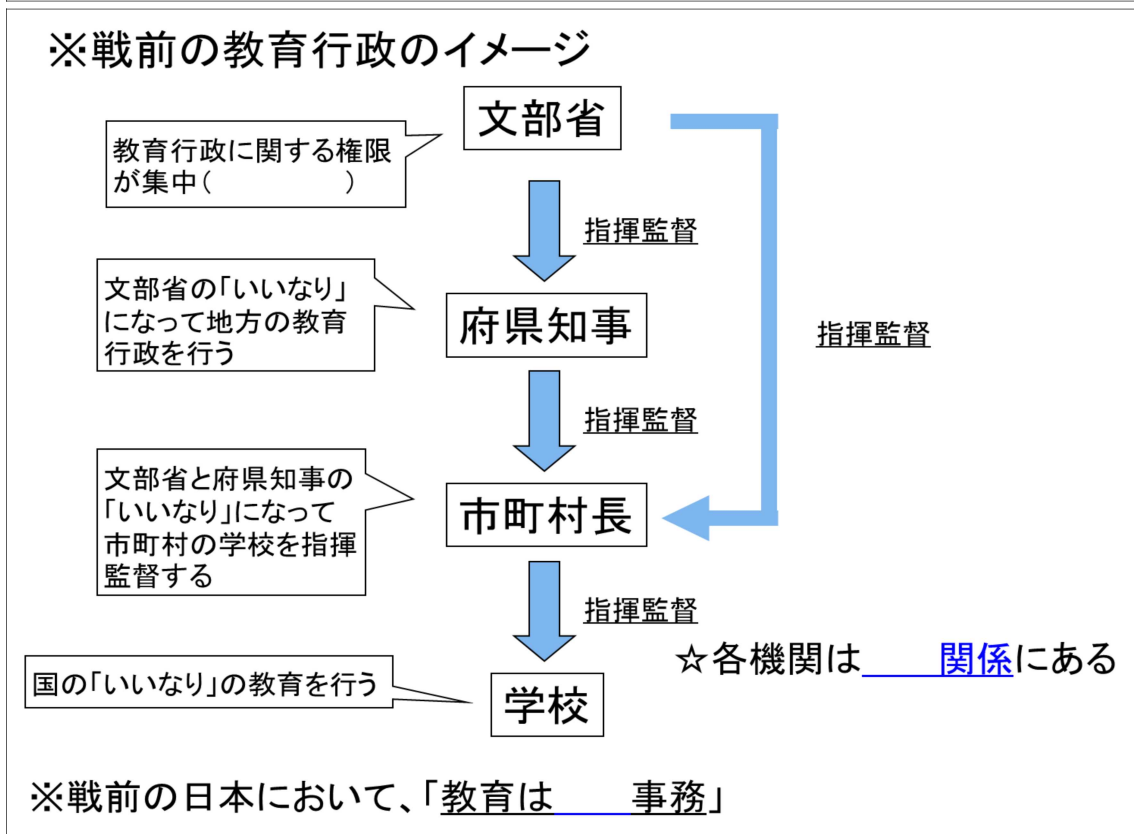
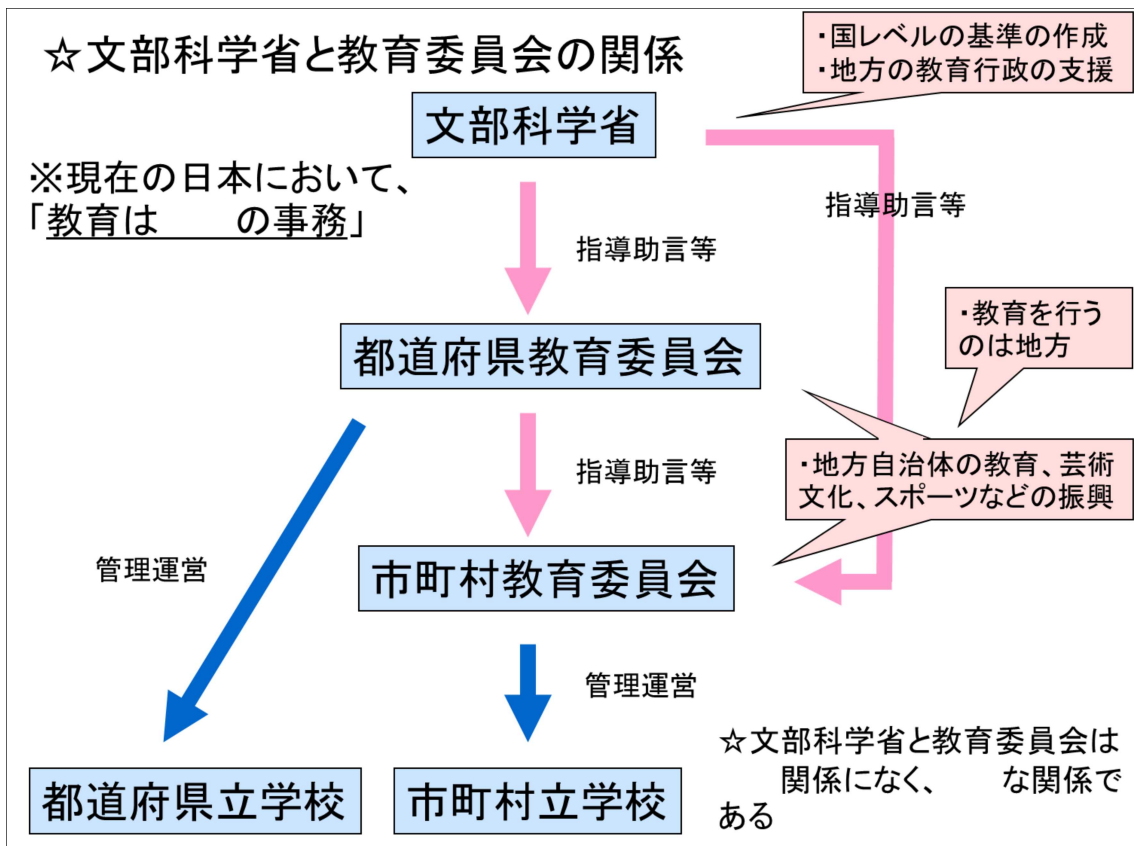
① の振興 ② ()・(社会教育)の振興

③芸術文化の振興、文化財の保護 ④スポーツの振興

☆教育委員会は、地方自治体(都道府県市町村)における、教育、芸術文化、スポーツの発展において、非常に重要な役割を担っている…教育は の事務 →「 の事務」(戦前)

・教育委員会の組織(参 p.85)

☆文部科学省と教育委員会、公立学校の関係



問1 人権、日本国憲法、学校教育法およびその他の法規を踏まえて、以下の文章が正しければ○、誤りであれば×を記し、適切な語句に修正しなさい。

- ①小学校に入学する前の子どもは、人権を持っていない。
- ②保育所は、学校ではないので、子どもに人権教育を行わなくてもよい。
- ③障害を持つ子どもは、教育を受ける権利を持たない。
- ④学校教育を終えた者は、教育を受ける権利を失う。
- ⑤子どもには、小学校および中学校に通う義務がある。この義務を就学義務という。
- ⑥市町村は、経済的理由により就学困難な学齢児童・生徒の保護者を支援しなければならない。この義務を避止義務という。
- ⑦市町村は、必要な数の小学校、中学校、特別支援学校を設置しなければならない。この義務を、設置義務という。

問2 戦前と戦後の教育行政の違いについて、以下の用語を使用して説明しなさい。その際、特に教育委員会について詳細に記すこと。(pp.82-86、p.87 註7などを参照)

【用語】勅令主義、法律主義、教育勅語、教育基本法、地方固有の事務、中央集権、教育委員会

問3 戦前と戦後の教育行政の違いについて、以下の空欄に適切な用語を入れなさい。

戦前戦後の教育行政における大きな変化の一つに、(①)的な教育行政が(②)化されたことがある。戦前の日本では、教育が(③)の事務とされ、すべての学校が国の監督下に置かれるなど、教育行政に関する権限が中央(文部省)に集中していた。それに対して、戦後は、教育が(④)の固有の事務とされ、各地方が教育の権限を分担し、その実情に応じた教育行政を行う仕組みになっている。この地方における教育行政の大半を担うのが、(⑤)であり、その具体的な職務権限は、(⑥)の振興、(⑦)・(⑧)の振興、芸術文化の振興、文化財の保護、スポーツの振興などに及ぶ。文部科学省と⑤は、原則として(⑨)であり、戦前における中央と地方のような(⑩)関係にはない。

なお、教育の理念や目的においても戦前と戦後では大きな違いがある。すなわち、戦前の日本における教育理念や目的の根本が(⑪)であったのに対して、戦後におけるそれは、(⑫)である。